

平成21年度 第1回

大阪府国土利用計画審議会 会議録

日 時：平成21年8月3日（月）

午前10時30分～午前11時15分

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

大阪府新別館北館「多目的ホール」

議 題

【審 議 案 件】

第 1 号議案 大阪府国土利用計画（第四次）策定の基本的考え方について

平成21年度 第1回大阪府国土利用計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ る	井川 勝巳	大阪府農業会議会長	出	会長 会議録署名委員
2		古川 光和	大阪府森林組合名誉会長	欠	
3		河内 幸枝	大阪商工会議所女性会参与	出	
4		前迫 ゆり	大阪産業大学教授	出	
5		多々納 裕一	京都大学教授	出	
6		井野瀬 久美恵	甲南大学教授	出	
7		上野谷 加代子	同志社大学教授	欠	
8		綿貫 伸一郎	大阪府立大学教授	出	
9		小林 潔司	京都大学教授	出	
10		岡田 文夫	社団法人大阪府宅地建物取引業協会会長	出	
11		新田 保次	大阪大学教授	出	
12		音田 昌子	ジャーナリスト	出	
13		山田 保夫	社団法人大阪労働者福祉協議会会長	欠	
14	府議会議員	畠 成章	大阪府議会議員（自民）	出	会議録署名委員
15		長田 義明	大阪府議会議員（自民）	出	
16		阪倉 久晴	大阪府議会議員（自民）	出	
17		半田 實	大阪府議会議員（民主）	出	
18		徳丸 義也	大阪府議会議員（民主）	出	
19		林 啓二	大阪府議会議員（公明）	出	
20		池田 作郎	大阪府議会議員（公明）	欠	
21	くち原 亮	大阪府議会議員（共産）	出		
22	市町村長を代表する者	倉田 薫	大阪府市長会会長	欠	
23	市町村長を代表する者	中 和 博	大阪府町村長会会長	欠	
24	大阪市長	平松 邦夫	大阪市長	欠	

※ 委員24名中17名出席

平成21年度 第1回大阪府国土利用計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	井上章	出	
2	総合計画課長	梶山善弘	出	
3	総合計画課参事(土地利用計画担当)	松本広司	出	
4	市街地整備課長	武井道郎	出	
5	住宅まちづくり部理事	小川哲治	出	
6	居住企画課長	山下久佳	欠	
7	建築指導室審査指導課長	岩田純一	出	
8	企画室課長(事業調整担当)	春名克俊	※	臨時幹事:企画室課長補佐 日野出俊夫
9	みどり・都市環境室みどり推進課長	西山潤二	出	
10	農政室整備課長	北宅久友	出	

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

目 次

1 開会.....	1
2 署名委員の指名.....	3
3 第1号議案「大阪府国土利用計画(第四次)策定の 基本的考え方について」説明.....	3
4 第1号議案「大阪府国土利用計画(第四次)策定の 基本的考え方について」質疑.....	11

1 開会

午前10時30分開会

【司会】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成21年度第1回大阪府国土利用計画審議会を開催いたします。私、本日司会を務めます総合計画課、和久でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手本の配布資料一覧をご覧ください。資料は6点でございます。

まず、配布資料一覧及び委員配席表。両面印刷となっております。次に、大阪府国土利用計画審議会条例及び規則。次に、次第及び委員・幹事名簿。これも両面印刷となっております。そして、資料「審議会の議案書」。参考資料といたしまして、参考資料1「部会関係資料」。最後に一枚物なのですが、参考資料2「大阪府国土利用計画（第四次）策定スケジュール」。以上でございます。漏れている資料等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、本日現委員数24名の方々のうち17名の委員のご出席をいただいておりますので、大阪府国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により本審議会の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開会にあたりまして、都市整備部長からごあいさつを申し上げます。

【都市整備部長】（井上章君） 皆様おはようございます。大阪府都市整備部長の井上でございます。「平成21年度第1回大阪府国土利用計画審議会」の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、またお暑いところ、ご出席を賜りますとともに、平素より大阪府の都市整備行政の推進に、ご指導・ご協力をいただいておりますことを、誠にありがたく、厚く御礼を申し上げます。

さて、人口減少社会の到来、グローバル化の急速な進展や地球環境問題の深刻化など、国土利用をめぐる社会経済情勢は大きく変化しておりまして、こうした変化に対応いたしまして、都市の活力や、みどりの保全・創出、府民の安全安心などに資する、国土利用計画を策定することが、大変重要と考えております。

このため、昨年9月に計画策定の基本的考え方について諮問させていただき、本日、その答申案につきましてご審議いただくということでございます。この検討にあたり本審議会に設けました部会におきまして、小林会長はじめ、部会の委員の皆様方におかれまして活発なご議論のうえ、とりまとめをいただきましたことを、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

なお、第四次国土利用計画の策定につきましては、基本的考え方についての答申をいただきました後に、土地利用の目標や施策の概要等を取りまとめまして、今年度内に計画素案を諮問し、答申をお願いしたいと考えております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。続きまして、前回の審議会開催以降、新たに当審議会の委員にご就任されました方がおられますので、本日ご本人にご出席いただいております新委員の皆様をご紹介します。

府議会議員の畠委員でございます。

【畠委員】 おはようございます。

【司会】 長田委員でございます。

【長田委員】 (黙礼)

【司会】 阪倉委員でございます。

【阪倉委員】 おはようございます。

【司会】 徳丸委員でございます。

【徳丸委員】 徳丸です、よろしくお願いいたします。

【司会】 林委員でございます。

【林委員】 林でございます、よろしくお願いいたします。

【司会】 なお、半田委員、くち原委員におかれましては、昨年度に続きご

就任いただいております。ご紹介は以上でございます。

それでは、小林会長に議事進行をお願いしたいと存じます。小林会長、よろしく願いいたします。

2 署名委員の指名

【会長】（小林潔司君） 本審議会の会長を務めております小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、本日は、お忙しいところご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、議事に先立ちまして、本日の会議録の署名委員を決めさせていただきたいと思っております。

会議録の署名委員は、審議会規則第5条第2項の規定により、会長及び会長が指名する委員となっておりますので、まことに僭越ではございますが、私のほうから次のお二人の方をお願いしたいと思っております。

まず、学識経験者の委員からは音田委員に、また、府議会議員の委員からは林委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3 第1号議案「大阪府国土利用計画(第四次)策定の基本的考え方について」説明

【会長】（小林潔司君） それでは、ただ今から議事に入ります。
第1号議案「大阪府国土利用計画（第四次）策定の基本的考え方」について、ご審議いただきます。

この議案は、昨年9月の本審議会において、知事から諮問され、部会において検討することとし、計4回の部会での議論を経て、答申案として取りまとめたものです。

それでは、部会での審議の状況及び答申案について事務局から報告させます。

【幹事】（松本広司君） 総合計画課参事の松本でございます。よろしくお

願いたします。

それでは、「大阪府国土利用計画（第四次）策定の基本的考え方」の答申（案）につきまして、ご説明させていただきます。

資料といたしましては、お手元に「基本的考え方」の答申（案）、及び部会に関する資料をお配りしております。

本日は、それらの資料の内容につきまして、前の画面に沿って、順次ご説明させていただきます。

はじめに、国土利用計画の位置づけについてでございますが、大阪府国土利用計画は、大阪府域の総合的かつ計画的な土地利用に関する指針となるものであり、国土利用計画法第7条に基づき、国土利用計画の全国計画を基本とし、策定することとしております。

また、同法第9条に基づき、本計画を踏まえまして、都市地域・森林地域など5地域の調整方針等を定めた、大阪府土地利用基本計画を定めることとしております。

国土利用計画の構成につきましては、

- ①土地の利用に関する基本構想
- ②土地の利用区分ごとの目標及び地域別の概要
- ③前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

の3つの事項につきまして定めることとしておりますが、本答申（案）は、このうち、①の基本構想に相当するものとして、「基本的考え方」をとりまとめたものでございます。

次に、検討の経緯でございますが、昨年9月の本審議会におきまして、「基本的考え方」について諮問させていただき、部会を設置し検討していくことをご承認いただきました。

昨年は、2回の部会を開催し、今年の1月、本審議会におきまして経過報告をさせていただいたところでございます。

その後、さらに2回開催し、計4回の部会を経まして、本日、部会による答申（案）に対しまして、ご審議いただくものでございます。

部会での審議内容につきましては、参考資料の「部会審議結果」にとりまとめておりますが、主な意見としましては、

- ・人口減少、ライフスタイルの多様化といった「成熟社会」への対応が重要
- ・グローバル化の進展等を踏まえた人・物の交流促進が重要
- ・地球環境問題や災害などへの対応が重要
- ・生物多様性の保全など自然環境保全と人間活動との共生を目指すことが重要
- ・府民・企業等多様な主体との連携・協働が重要

などのご意見がございました。

こうしたご意見を踏まえまして、前文には、大阪の土地利用を取り巻く課題を示してございます。

第1に、人口減少などに伴う産業規模の縮小や、空閑地・空き家の増加など土地利用効率の低下が懸念される中、都市活力の維持・向上が求められております。

一方、ライフスタイルの多様化や社会参加意識の高まりを受け、府民・NPO・企業など多様な主体と行政が連携・協働した地域づくりが求められております。

第2に、グローバル化の急速な進展、特に近年のアジアとの結びつきの深まりを踏まえつつ、産業、歴史・文化など大阪の魅力などを向上させるとともに、関西の各地域とも連携しながら、活力・にぎわいを高めていくことが求められております。

第3に、地球温暖化など地球環境問題により、生態系や生活環境への影響が懸念され、また、ヒートアイランド現象と相まって、いわゆるゲリラ豪雨等による災害が危惧されております。

そのため、環境負荷の少ない社会を目指すとともに、自然環境と人間活動が調和する環境共生型の社会を目指すこと、また、災害に強いまちづくりを進めていくことが求められております。

本計画におきましては、こうした点を踏まえまして、今後、10年間における、土地利用の目指すべき方向と、その実現に向けた方策について定めていくこととしております。

それでは、「基本的考え方」の答申（案）を構成する、「土地利用の基本理念」、「土地利用の将来像と基本方針」、「土地利用区分ごとの基本方向」の3点につきまして、順次、ご説明いたします。

まず、土地利用を進める上での前提となる考え方としまして、「土地利用の基本理念」を示してございます。

土地は、限りある資源であり、生活や社会経済活動の共通の基盤であることから、土地利用においては、公共の福祉を優先させるとともに、自然環境を保全しつつ、健康で文化的な生活環境の確保と、持続可能な発展を目指すこととしております。

そのため、3つの柱としまして、「大阪の特性・魅力を活かした土地利用」、「人と自然が共生する土地利用」、「多面的な価値を活かした土地利用」を図ることとしております。

第1に「大阪の特性・魅力を活かした土地利用」につきましては、鉄道・道路など広域交通ネットワークの発達や、自然・文化・歴史的資源・産業ストックの集積などを活かすこととしております。

第2に「人と自然が共生する土地利用」につきましては、環境保全を図りつつ豊かな生活が確保されるよう、環境負荷の少ない都市・地域づくりを進めることとしております。

第3に「多面的な価値を活かした土地利用」につきましては、公有地だけでなく、民有地におきましても、環境・景観・防災に関する公益的な機能を評価し、緑地空間や防災空間といったセミパブリックな空間を広げることとしております。

また、こうした土地利用を図り、大阪をより良い状態で次の世代へ継承していけるよう、府民・NPO・企業などの多様な主体と行政が、目指すべき土地利用の将来像を共有し、連携・協働して地域づくりを進めていくこととしております。

続きまして、「土地利用の将来像」と、その実現に向けて取り組むべき「基本方針」につきましては、ご説明させていただきます。

先ほどの課題や基本理念を踏まえまして、府民等と行政が共有する、目指すべき土地利用の将来像としまして「にぎわい・活力ある大阪」、「みどり豊かで美しい大阪」、「安全・安心な大阪」をかかげております。

まず、「にぎわい・活力ある大阪」の実現に向けましては、

①国内外から多様な企業や人が集まる都市の形成

②集約・連携型都市構造の強化

の2点を基本方針といたしております。

国内外から多様な企業や人が集まる都市の形成につきましては、バイオ、環境・新エネルギーといった次世代産業の誘致・集積の促進、及び空港、港湾、鉄道などの広域交通ネットワークの充実、物流機能の強化を図るなどとしております。

また、観光面におきましては、歴史的資源等を活かしたまちづくりを進めるとともに、「水の回廊」の活用など、川を活かした賑いづくりに取り組むなどとしております。

集約・連携型都市構造の強化につきましては、大阪都心部や主要鉄道駅などの地域拠点におきまして、にぎわい空間の創出、良質な都市型住宅、医療福祉などの公益施設の立地促進など、都市機能の集約化を図り、歩いて暮らせるまちづくりを進めることとしております。

あわせて、地域間においては、その都市機能を相互に連携・活用できるよう、鉄道など公共交通ネットワークの充実を図ることとしております。

次に、「みどり豊かで美しい大阪」の実現に向けましては、

- ①みどり豊かで環境負荷の少ない都市・地域づくり
- ②健全な生態系・水循環の構築
- ③地域資源を活かした美しい景観の形成

の3点を基本方針といたしております。

みどり豊かで環境負荷の少ない都市・地域づくりにつきましては、周辺山系や臨海部、河川・道路など府域の骨格となる、みどりの拠点や軸を保全・創出するとともに、学校・公園など公共空間のみどりの充実、建築物等の緑化の推進などを図り、それらを互いに結び付けていくことにより、海と山をつなぐ「みどりの風の軸」の創出を目指すこととしております。

また、太陽光発電の設置促進など新エネルギーの活用、公共交通機関の利用促進など、環境負荷の少ない都市づくりを図ることとしております。

健全な生態系・水循環の構築につきましては、エコロジカル・ネットワークの形成に向け、生物多様性の保全や身近な自然とのふれ合いの場として重要な役割を果たす、里山・農地・干潟などを、多様な主体との連携により、保全す

ることとしております。

また、森林・農地などにおける水源涵養機能の維持・向上、下水の高度処理水の再利用などを図ることとしております。

地域資源を活かした美しい景観の形成につきましては、周辺山系の山並み、美しい田園風景の形成に寄与する里山・棚田、海岸、歴史的まちなみなど、地域固有の景観の保全・形成を進めることとしております。

次に、「安全・安心な大阪」の実現に向けましては、

- ①誰もが暮らしやすい魅力ある生活環境の形成
 - ②災害に強い都市・地域づくりの推進
- の2点を基本方針といたしております。

誰もが暮らしやすい魅力ある生活環境の形成につきましては、高齢化の進展、府民のライフスタイルの多様化等に対応した、主要鉄道駅周辺などにおける、歩いて暮らせる快適な生活環境の形成、郊外部における身近に自然とふれあうことのできる生活環境の形成を図ることとしております。

また、公共交通機関による移動の円滑化を図るため、鉄道駅などを中心としたバリアフリー空間の形成などを進めることとしております。

災害に強い都市・地域づくりの推進につきましては、地震や津波・洪水・高潮などの災害リスクに対しまして、道路・鉄道などの耐震化、住宅・建築物の不燃化・耐震化、河川、砂防・治山、海岸保全施設などの整備・強化などを図ることとしております。

また、災害時の円滑な救援・救助、迅速な復旧・復興が行えるよう、防災拠点などの防災関連基盤の強化、ハザード・マップの整備・普及を図ることとしております。

また、以上の将来像の実現に向けた、共通する取組みとしまして、多様な主体との連携・協働による地域づくりを図ることとし、

- ①土地利用に関する情報の共有化
 - ②多様な担い手の確保と組織化
- の2点を進めることとしております。

土地利用に関する情報の共有化につきましては、府域の土地利用の状況・推移など、地理情報システムなどを活用し、総合的に把握・評価することで、各

種行政計画などへの活用を促進するとともに、府民の土地利用に関する理解や主体的な取組みを促進するため、土地情報の普及・啓発を図ることとしております。

多様な担い手の確保と組織化につきましては、知識や経験が豊富な高齢者、環境などに対して意識が高いNPO・企業などをつなぎ、支えていくための仕組みを整えていくことにより、遊休農地の解消、放置森林の管理、「共生の森」などの森づくり、道路・河川などの美化活動、鉄道駅周辺におけるまちの活力・魅力の向上などを進めていくこととしております。

続きまして、これまでの基本方針に即した、土地利用区分ごとの「基本方向」につきまして、概要をご説明いたします。

まず、農地につきましては、農家だけでなく、府民や企業などが参画しやすい環境の形成に努め、農業生産基盤の整備を推進するとともに、遊休農地の解消に向けましては、府民・企業などへ貸付ける取組みなどを進めることとしております。

また、生産緑地につきましては、農場生産機能を確保しつつ、適切な保全に努めることとしております。

森林につきましては、保安林の指定など各種の規制制度の適正な運用などにより、森林の維持・保全に努めるとともに、府民、NPO、企業などの参画による、放置森林の整備や「共生の森」など新たな森づくりに努めることとしております。

河川・水面・水路につきましては、水資源の確保や災害防止など治水・利水の観点からの適切な維持管理、改修・整備とともに、緑化の推進や親水空間の創出を進めるなど、水辺環境の改善を図ることとしております。

道路につきましては、交通ネットワークの形成上重要となる、都市再生環状道路等のミッシングリンクの整備促進を図るとともに、街路樹などの緑化の充実、沿道の民有地等と一体となった、みどりづくりなど、みどりの風の軸の創出を図ることなどとしております。

鉄道につきましては、環境負荷の少ない交通ネットワークとして重要となることから、地域・都市間相互の連携や、空港へのアクセス強化などを目指し、都市高速鉄道のミッシングリンクの整備促進などを図ることとしております。

また、三大都市圏の一体化や、ビジネスや観光面での飛躍的な利便性の向上が望まれることから、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワークの充実を目指すこととしております。

公園・緑地につきましては、ヒートアイランド現象の緩和や、やすらぎ空間としての利用など、多様な効果が期待できる主要な施設であることから、積極的な利用促進を図るとともに、みどりの風の軸を形成する重要な拠点ともなることから、適切な整備・管理を進めていくこととしております。

住宅地につきましては、安全・安心、魅力ある生活環境の向上を目指し、住宅ストックの不燃化・耐震化の促進や、住環境の維持・改善を図るとともに、ニュータウンにつきましては、バリアフリー化に対応した住宅・施設の更新など、まちの再生に向けた土地利用に努めることとしております。

また、事業計画が概ね確定している住宅地につきましては、農地・森林などの調整や自然環境の保全に十分配慮しつつ、整備を行うこととし、それ以外の市街化調整区域内での整備につきましては、基本的に抑制することとしております。

工業用地につきましては、ベイエリアにおける環境関連産業など、次世代産業の企業誘致を促進するとともに、幹線道路の沿道などにおいては、十分周辺環境に配慮しつつ、企業の立地ニーズに対応した適切な土地利用を図ることとしております。

また、住工混在市街地におきましては、住環境と操業環境の調和のとれたまちづくりに努めることとしております。

最後に、教育・福祉施設などの公共施設用地につきましては、少子高齢化を踏まえ、例えば学校跡地を福祉施設として利用するなど、適正な配置に努めることとしております。

また、公共施設につきましては、緑化の推進や耐震性の確保などを図ることとしております。

以上、簡単ではございますが、答申（案）の主な内容をご説明させていただきました。

なお、繰り返しになりますが、今後のスケジュールでございますが、「基本的考え方」につきまして、ご答申いただきましたら、大阪府として、「土地利

用区分ごとの規模の目標」、「必要な措置の概要」を含めて、「大阪府第四次計画」の素案を作成し、パブリックコメントを行うこととしております。

その上で、平成21年度内に「第四次計画（素案）」として、あらためて、本審議会に諮問し、答申をお願いしたいと考えております。

その後につきましては、大阪府議会の議決を経た上で、平成22年度内に大阪府第四次計画を決定していきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

4 第1号議案「大阪府国土利用計画(第四次)策定の基本的考え方について」質疑

【会長】（小林潔司君） それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

【くち原委員】 府議会議員のくち原です。ただいまご説明いただいたんですが、今回の第四次計画策定に向けての「基本的考え方」というものが示されました。この第四次計画は平成23年、2011年以降、大阪府における国土利用に関する基本の計画となるものですが、そこで、今説明いただいた中で、2点について、意見というか要望というか、申し上げたいと思います。

まず、今日示された本文の前文のところで、「大阪府域における国土の利用に関する基本的事項について定めるものであり」とあって、そこに続いて「将来ビジョン・大阪との整合を図るものである」と記されているわけですが、この「将来ビジョン・大阪」というものは、そもそも、大阪府の総合計画のように、議会での一定の議論を経て採択されたものではありません。知事の考えや、あるいは意志に基づいて府の職員の皆さんが作成されたものです。議会での十分な議論やあるいは採択を経たものではないということです。そういった点で、第四次計画の前文に「将来ビジョン・大阪との整合を図る」と記載をされているのは、いかななものかなという思いを持ちました。実際、「将来ビジョン・大阪」の中では、淀川左岸線延伸部の整備等という具体的な事業も示されているわけですね。この事業については、私どもとしては需要もない、あるいは採算も取れないという事業だと考えてるんですが、こうした具体的な

事業が示されている。そして、こうした事業は議会においても、私どもだけではなくて、他会派の方からも否定的な意見が寄せられている事業であります。もちろん、個々の事業については、その都度議会での議論や採択を踏まえて実施されていくものでありますけれども、第四次の大阪府国土利用計画策定にあたって、こうした文言が入っているという点ではいかななものかなということ、本来こういうところに挿入すべきではないのではないかという意見を申し上げておきたいと思えます。

それと、第2点目には、今回の「基本的考え方」に基づいて、今後いろいろ検討・提案されてくる土地利用区分ごとの目標についてですが、大阪府の第三次計画では、農地や森林面積が縮小されるという計画になっていました。しかしながら、今日の状況のもとで、これ以上農地や森林は減少させるべきではないと考えています。昨年、2008年の7月に閣議決定された国土利用計画の全国計画でも農地は若干縮小となっておりますけれども、森林面積については、平成29年度目標について、平成16年度と同規模とするという目標設定がされています。そういった点で、ぜひ大阪府の第四次計画においても、農地や森林は縮小ではなくて現状を維持する、あるいは増加させていく、こうした方向が必要だと考えています。今後、具体的に土地利用区分ごとの目標を検討・提案されるにあたっては、ぜひこうした方向での検討・提案が必要だということを指摘させていただいて、私どもの意見とさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

【会長】（小林潔司君） ただいま、くち原委員から大阪府国土利用計画第四次策定の基本的な考え方について、基本的には御反対だと解釈させていただいてよろしゅうございますか？

【くち原委員】 反対してないです。

【会長】（小林潔司君） ではないですか。それでは、御反対じゃないということですが、ご答弁、ございますでしょうか。

【幹事】（松本広司君） まず1点目でございますが、「将来ビジョン・大阪」との整合につきまして、表記するのはいかがかというご意見でございましたが、それにつきましては、「将来ビジョン・大阪」は、やはり大阪府全体としての方向性と認識しており、今回、国土利用計画につきましては、土地利用

の基本的な方向ということでもございますので、その方向性につきましては、ある一定整合を保っていく必要があると考えます。それと、個々の事業につきましては、先ほど言われましたように、個々の事業の中で、今後議論されていくと、検討されていくということになるかと考えております。

それと、2点目の森林につきましては、現状維持・向上というような方向でというご意見だと理解しましたが、それにつきましては、先ほどご説明させていただきましたように、放置森林対策や、新たな森づくりなどの対策につきまして、今後も努めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

【会長】（小林潔司君） よろしゅうございますか。

それでは、その他にご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

【徳丸委員】 ちょっと1点だけ。府議会議員の徳丸でございます。あまり深く分析して発言するわけじゃありませんので、その点は前置きさせていただきます。府の国土利用計画全体の問題意識の流れというのは、基本方針の「にぎわい・活力」から、「多様な主体との連携」という、環境や災害など、多くの面を含んでますが、その角度からどうしても私が関心の持つところは、将来像の「にぎわい・活力ある大阪」、国内外から多様な企業や人が集まる都市の形成ということです。ある種の産業というものを記述するときに、われわれ府議会議員においては、この記述はいつもどこかで見ます。国際的な都市開発や都市間競争を視野に入れた、新たな雇用の創出を図る、バイオ、環境・新エネルギー・・・という文章、われわれ府議は産業政策で、いろんなどころで同じ文章を見るんですね。もちろん、いわゆる新産業、産業の重点ということについての議論は非常に大事なことなので、これは前置きしますけれども、いわゆる国土の利用とか安全とか環境とか、この幅の広い流れと、その最初の産業との関連性、最終的には、あらゆる主体との連携というのが書いていますけれども、大阪の産業の特徴というのは、製造業とかサービス産業とか、様々な産業の多様性なんですね。ですから、この大阪の産業の持っている多様性というものを、環境、住宅、建築、不動産、もちろん農業・林業もありますけれども、産業の持っている多様性、大阪の持っている多様性というものに対してきちんと着目して、このパワーで、後々書いている環境や安全というものとの関連性

をきちんと表現しておく必要があります。先端産業を誘致するというのは産業政策の中では非常に力の入っているところだし、パネルベイもそうなんだけれども、しかし大阪の場合、モノづくりだとか、環境に対応したものとか、食品産業とか、繊維産業だとか、最近のユニバーサルデザインとか、都市の快適性とか、そういうものを産業の基軸に置いた様々な要因があると思うんですね。ですから、そういう意味で、大阪の産業の多様性と、この後記載のある、いろんな安全・安心、環境、その他の施策との関連性を暗示するかのような記述、最後の締めの中の「あらゆる主体との連携」というところにつながるような仕組みを、ぜひ加えていただきたい。商工労働部が書いたものをそのまま焼き写したような産業なんだという議論ではなしに、そのパワーとエンジンを大阪の都市計画にしっかりとつなぐという問題意識を、ぜひ記述の中に表現してほしいと思うんですけど、いかがでしょうか。

【幹事】（松本広司君） 確かにそれぞれの取り組みが分割されてといますか、個別で取り組まれるということではなく、それぞれが関連しながら取り組んでいく内容であるというふうに考えています。そういう意味で、今回、表現上はそれぞれの切り方により表現をしておりますが、それぞれは当然関連している内容で、それぞれが相互に高め合うというような施策に持っていければというふうに考えております。その点につきまして若干言葉が不足していることにつきましては、充実若しくは追加していきたいと思っております。

【徳丸委員】 広いものを扱うときというのは、それぞれ個別と、その関連性を等分にきちんと表現しないと、広いものがばらばらになってしまうので、パワーが出てこなくなる。だからぜひ、単なる関連性・連関性ではなしに、広いあらゆる多様なものをとり扱っているわけだから、その連関性についてきちんと暗示的な表現を使って示せないと、国土利用計画というのは、はっきり申し上げて「なんじゃらほい」となるんですよ。行政の立場から言えば、これはひとつの基調となるというけれども、しかし一般府民からすれば「なんじゃらほい」と。何か「それぞれを言って羅列しているだけか」となるわけで、私はむしろその連関性、計画の中の統一的な、統合できるものの暗示をきちんとしないと機能しないなというぐらいの気持ちなので、ぜひそこは検討していただきたいですね。

【会長】（小林潔司君） ありがとうございます。その他はございませんでしょうか。

【半田委員】 3ページのところですが、地球温暖化の関係で、温室効果ガスの排出規制とか、京都議定書をはじめとした国際的な規制がこれから実施されてくる。大阪も一番、その中では温暖化の最たる地域ではないかと思えます。ですから、そういう数値的な国際的な約束事がこれから出てくるので、それに向けて国土計画そのものが、数値目標を達成するためにどう計画していくのかということもきっちり入れていく。大阪府の環境対策では他の部署でも他の計画でもそういう目標をどう達成するのかということ、いろんな計画がされてくるわけですから、それと連携して国土計画もその中の一翼をどういうふうに担うのか。開発をしていけば、逆に温室効果ガスを発生をさせていくわけですから、どういうふうに規制するのか、また逆に、効果的に温室効果を改善するために、どういうふうな国土利用計画をたてるのかということを考えて上で、数値的な目標をこの中に明記して、計画を立てていくべきではないかと思っています。

【幹事】（松本広司君） お答えさせていただきます。今回の答申案につきましては、基本的考え方という点で、とりまとめさせていただいております。そういう意味で、方向性の内容につきまして現在整理しているところでございまして、今、ご指摘いただきました内容につきましては、今後作成する予定の措置の概要において、具体的な施策をまとめる段階で再度検討させていただきたいと思っております。

【会長】（小林潔司君） よろしゅうございますか。それでは、その他ご意見・ご質問ございませんですか。

それでは、ご意見・ご質問がないようでございますので、若干文言の修正等ございましたけれども、基本的に本議案を原案どおり答申することに関して、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【くち原委員】 文言の修正は全くしないということでしょうか。

【会長】（小林潔司君） 文言の修正に関しましては、お許しいただきますれば、事務局において修正の上、私一任という形でとりまとめることにさせて

いただきたいんですが、それでよろしゅうございますか。

【くち原委員】 そういったことで良いです。

【会長】（小林潔司君） そういうことにさせていただきたいと思います。御賛同が得られたようですので、基本的に原案どおり、答申案を可決することといたします。なお、修正の個所に関しましては、私にご一任させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、第1号議案「大阪府国土利用計画（第四次）策定の基本的考え方について」本審議会より大阪府知事に答申を行います。この手続き等に関しましては、会長にご一任いただくことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（小林潔司君） それでは、これをもちまして「平成21年度第1回大阪府国土利用計画審議会」を閉会させていただきます。委員の皆様には、議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。

午前11時15分閉会